家畜保健衛生だより

平成29年度 第13号

平成30年度以降の牛のプルセラ病・結核病の定期検査等について

背景

これまでの乳用牛を中心とした定期検査により、我が国はブルセラ病・結核病の清浄国宣言が可能なレベルに達していると考えられています。<u>そのため**今後3年間、各県で抽出検査**を実施し、両疾病の清浄国であることを世界に宣言する予定です。</u>

これを踏まえ、本県の平成30年度以降の検査体制を以下のように変更します。

検査体制

従来(H29年度まで)

乳牛の定期検査(2年に1回)を実施

預託牛・共進会出品牛等については、預託先・取りまとめ機関・共進会主催 団体等の求めに応じて検査を実施

自主的な移動前検査を推奨



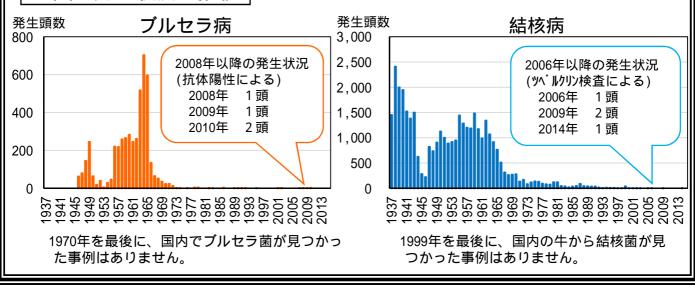
変更後(H30年度から)

乳牛の定期検査を廃止

預託牛・共進会出品牛等については、預託先・取りまとめ機関・共進会主催 団体等の求めに応じて検査を実施。

ヨーネ病の定期検査は今までどおり2年に1回実施します。

全国の発生状況の推移



神奈川県県央家畜保健衛生所 〒243-0417 海老名市本郷3658

電話: (046) 238-9111 ファクシミリ: (046) 238-9124 東部出張所 〒226-0015 横浜市緑区三保町2076 電話: (045) 934-2378 ファクシミリ: (045) 934-5432